

No.	助成事業名／団体名	助成上限額	助成対象団体・内容	募集期間	備考
1	第28回(平成23年度) 老後を豊かにするボランティア活動資金助成 (財)みずほ教育福祉財団 03(3596)4532	1件(1グループ)につき上限10万円	<p><目的> 高齢化社会が急速に進むなか、地域住民・ボランティアによる高齢者のための福祉活動の活発な展開が求められている。地域に根ざした高齢者のためのボランティア活動を奨励するために助成を行う。</p> <p><助成対象団体> 地域社会で高齢者のための活動をすすめている幅広いボランティアグループ(住民参加型在宅福祉サービス団体等を含む)で、①ボランティア数10～50人程度 ②結成以来の活動実績2年以上の要件を満たすもの。</p> <p><助成対象活動> ①地域の活動で内容が先駆的かつ他の範となるもの。 ②今日のニーズに対応した内容で継続性の高いもの。 ③活動の方法に工夫がみられ、他に普及したいもの。</p> <p><活動内容および使途> 在宅および施設等いずれの場所でのボランティア活動であるかは不問 ボランティア活動に直接使用する用具・機器類の購入に限定(除く材料費)。</p> <p>※以下の団体は助成対象外。 ・本助成を過去3年以内に受けたことのあるグループ。 ・老人クラブ。 ・社団法人、財団法人、社会福祉法人、NPO法人等の法人格を有する団体。</p>	H23.5.31(必着)	所定の申請書に必要事項を 手書き で記入の上、(財)みずほ教育福祉財団に直接送付。※ただし、都道府県・政令指定都市社会福祉協議会または市区町村社会福祉協議会の推薦が必要。 応募要領・申請書は、ホームページ (http://www.mizuho-ewf.or.jp)からダウンロードできる。
2	第9回(平成23年度)配食用小型電気自動車寄贈事業 (財)みずほ教育福祉財団 03(3596)4532	1グループにつき配食用小型電気自動車1台 ※1台総額110万円を限度とする (車両登録費、ロゴ記載費、荷台改造費を含む)	<p><助成趣旨> 高齢化社会が進むなか、お年寄りへの配食サービス活動は声掛けを通じた友愛活動も兼ねており、意義深いものである。そこで、当財団では高齢者向け配食サービスを行っているボランティアグループに対して、配食用小型電気自動車(通称みずほ号)の寄贈を行う。</p> <p><助成対象団体> 以下の条件を満たすもの。 ①原則週1回以上の配食活動を行っているボランティアグループ(NPO等非営利団体・法人を含むが、行政等から給配食事業の委託を受けているもの、および社会福祉協議会を対象外) ②* 都道府県・政令指定都市の社会福祉協議会または各管内の市区町村社会福祉協議会の推薦を受けたもの。 * 全国老人給食協会の会員で、同協会の推薦を受けたもの。</p>	H23.6.末日(必着)	所定の申請書に必要事項を 手書き で記入の上、都道府県・政令指定都市社会福祉協議会および各管内の市区町村社会福祉協議会または全国老人給食協会の推薦を受け、都道府県・政令指定都市社会福祉協議会および各管内の市区町村社会福祉協議会、全国老人給食協会の推薦を受けたもの。当財団または当財団に直接締切日までに送付。 応募要領・申請書は、ホームページ (http://www.mizuho-ewf.or.jp)からダウンロードできる。
3	平成23年度 ニッセイ財団 高齢社会助成 「共に生きる地域コミュニティづくり」 公益財団法人 日本生命財団 06(6204)4013 http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp	I. 実践的研究助成 2年、1件につき200～250万円程度	<p>I. 実践的研究助成 <助成対象研究> ①高齢社会における地域福祉、まちづくりを探究する実践的研究 ②高齢者の自立・自己実現・社会参加等を探究する実践的研究 ③認知症高齢者に関する予防からケアまでを探究する実践的研究 (実践的研究とは下記要件を備えたもの) ■研究者と実践家(現場の専門職や行政職等)が協働して取り組む共同研究であること。 ■当事者ニーズや実践活動、あるいは実践プロセス等の調査をベースに、サービス開発やシステム・制度設計の提案・提言、マニュアル作成、試行のフォローアップ等の取り組み研究であること。 ■研究結果が提案性・提言性に富み、開発された手法や提案・提言が実行性に優れ、成果の対象フィールドへの還元や他地域への波及が期待されること。</p>	I. 実践的研究助成 H23.6.15(消印有効)	「募集要項」「申請書」は、ホームページ (http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp)よりダウンロードするか、財団へ直接請求する。 ※実践的研究助成と先駆的助成とは、各々送料140円切手、両方の場合には200円切手が必要。請求の際はいずれかの希望を記入の上、送料分の切手を同封し請求すること。
5	一般助成事業 (社)清水基金 03(3273)3503	1法人につき50万円～700万円 (原則として申込法人が事業費の30～50%未満を負担)	<p>助成内容 施設福祉及び地域福祉に必要な建物(新築・改修・増改築)、車両、機器等に対し助成。 ※東日本大震災による施設整備復旧事業は優先 自主事業への取組が熱心、かつ自助努力が見られる法人優先 車両は過去10年間、清水基金から車輛助成を受けていない法人に限る 建物の改修・増築等は必ず事前に相談</p> <p>助成対象 ① 障害児・者福祉の増進を目的として運営されている民間社会福祉法人施設の機能整備事業 ② ①の施設が行う、在宅福祉サービス等地域福祉活動推進のための機能整備事業 ※公費による補助、他の助成団体等との重複申込を除く 原則1法人1件、開設後1年経過した施設で、過去3年間清水基金から助成を受けていない法人 NPO法人は対象外</p>	H23.5.1～H23.7.31(必着)	所定の申込用紙及び添付書類を提出。申込用紙は4月中旬以降、返信用封筒(A4版、宛名記入、140円切手貼付)を同封の上郵送にて請求、もしくは直接受け取る。
6	海外研修事業 (社)清水基金 03(3273)3503	①<Aコース(3ヶ月)>3名以内(1人あたり160万円以内)確認 ②<Bコース(1ヶ月)>5名以内(1人あたり80万円以内) ※研修期間は平成23年4月～7月に限る(1カ月コースは5月迄)	<p><助成対象> 民間社会福祉法人において、障害児・者の処遇等に従事しており、海外の施設等において先進的な課題を持ち、意欲的に挑戦する方。 ①<Aコース>実務経験3年以上で27歳～50歳未満、日常的な英会話能力及び専門知識を有し、勤務先法人代表者の推薦を得た方 ②<Bコース>実務経験1年以上で20歳～40歳未満、日常的な英会話能力を有し、勤務先法人代表者の推薦を得た方</p>	H23.5.1～H23.6.30(必着)	所定の申込用紙及び添付書類を提出。申込用紙は4月中旬以降、返信用封筒(A4版、宛名記入、140円切手貼付)を同封の上郵送にて請求、もしくは直接受け取る。

No.	助成事業名／団体名	助成上限額	助成対象団体・内容	募集期間	備考
7	社会福祉助成事業 (福)丸紅基金 03(3282)7591・7592	金総額1億円を目処とし、50件以上(概ね70件程度)の助成を行う 助成申込金額は限定しない (※原則として1件当たりの助成金額は200万円を上限とする)	<助成対象> 当基金の助成は、わが国における社会福祉事業(福祉施設の運営、福祉活動)を行う民間の団体が企画する事業案件で、次の条件を具備するものを対象とします。 ①原則として非営利の法人であること ②実施主体・内容・期間が明きらかであること ③助成決定から1年以内に実施が完了する予定のものであること (平成23年11月～平成24年10月末までに実施される事業が対象) ④一般的な経費不足の補填ではないこと ⑤国や地方公共団体の公的補助がないこと、他の民間機関からの助成と重複しないこと	H23.5.31迄 (申込みは郵送のみ。当日消印有効)	所定の申込用紙及び添付書類を提出。申込は5月末日まで郵送のみ受付。(申込用紙はホームページ、FAX、はがき、Eメールにて郵便番号と住所、団体名、担当者名、電話番号又はFAX番号を明記し請求)アドレス(http://www.marubeni.or.jp/)
8	社会福祉助成事業 (公財)太陽生命厚生財団 03(3272)6268	1件 20万円～50万円 合計500万円 ※本助成は、平成23年度当財団が助成総額2,300万円のうちの内枠扱いとする ※ただし、採用金額総額がこの額に満たない場合は、残高についてはその扱いを解除する	<助成対象> ①東日本大震災の被災地に拠点を置く、地域福祉活動を目的とするボランティアグループ及び社会福祉法人等 ②東日本大震災の被災地での活動を実施(計画)している福祉活動を目的とするボランティアグループ等	H23.5月末日 (郵送による必着) ※FAXは不可	所定の申込用紙に必要事項を記入し、添付書類と共に5月末日までに郵送のみ受付。(応募申込書類は申込者の団体名、郵便番号、住所、氏名、大震災に関わる応募であることを明記し、5月13日までにFAX又は郵送にて請求。ホームページからも可能)アドレス(http://www.taiyolife-zaidan.or.jp/)
9	社会福祉助成事業 (公財)太陽生命厚生財団 03(3272)6268	① 1件/20万円～50万円 合計2,000万円 (ボランティアグループ等が行う事業へ助成) ② 1件/30万円～70万円 合計300万円 (老人保健、生活習慣病または高齢者福祉に関する研究・調査への助成) ※応募者が所属する組織の経費、一般管理費(所謂オーバーヘッド)は、助成対象外	<助成対象> ①事業助成 →地域福祉活動を目的とするボランティアグループおよびNPO(法人格の有無は不問) ②研究 →非営利の民間団体および個人	H23.6.末日 (郵送のみ必着)	所定の申込用紙に必要事項と、団体名、郵便番号、住所、名前を記入して6月17日までにFAXまたは郵便でご請求ください。ホームページからもダウンロードできます。アドレス(http://www.taiyolife-zaidan.or.jp/)
11	「24時間テレビ」チャリティ委員会 TEL 03(6215)3008	1団体(個人)ともに、1車種(1台)限り	<寄贈対象> ・NGVリフト付きバス ・リフト付きバス ・スロープ付き普通自動車 ・スロープ付き軽自動車 →社会福祉法人、地方公共団体、NPO法人、任意団体(非法人)、ボランティア団体、医療法人、学校法人、民法法人(社団、財団)などの営利を目的としない団体に限る。 ・入浴車(軽) →上記団体のうち、介護保険制度の入浴事業認定団体であること。 ・電動車いす ・折りたたみ式電動車いす →上記団体ならびに個人 ※車種、使用等の詳細につきましては、ホームページ、又はカタログ等をご覧ください	H23.5.20 (当日消印有効)	所定の申込用紙に必要事項を記入し、添付書類を添えて郵便又は宅配便にて折らずに送付。申請書等は下記ホームページからもダウンロードできます。HP(http://www.ntv.co.jp/24h/)
12	23年度社会福祉助成財団法人 みずほ福祉助成財団 TEL 03(3201)2442 FAX 03(5252)8660	総額3,500万円 (1)事業助成、研究助成共に、助成額は事業(研究)総額の90%以内、かつ下記金額を限度とする。 (2)事業助成:1件当たり15万円以上100万円を限度とする (3)研究助成:1件当たり150万円を限度とする	<助成対象> 助成は障害児者に関する事業及び研究に対して行いますが、下記の条件に該当する先が対象となります。 (1)事業助成 原則として、1年以上継続した活動実績のある社会福祉法人、非営利活動法人、任意団体(ボランティアグループを含みまず)、共同作業所等 (2)研究助成 社会福祉法人、非営利活動法人、任意団体、研究グループ(但し、構成員が3人以上であること) ※対象外となる先(事業、研究共通) ・株式会社等の営利法人、個人 ・過去3年間(H20～H22)に当財団から助成を受けた実績がある先	H23.7月末日(必着)	所定の申込用紙(B4用紙限定)に必要事項を記入し、添付資料とともに送付してください。質問、詳しい内容についてはお問い合わせください。送付先にお間違いないようご注意ください。申請書等各種様式は下記ホームページからもダウンロードできます。 E-mail(BOL00683@nifty.com) URL(http://homepage3.nifty.com/mizuhohukushi)
13	23年度社会福祉助成財団法人 松鶴会 TEL 03(3201)3225	年間総額1,000万円とし、1件あたり80万円を限度とする (応募最低額10万円から、万円単位)	<助成対象> ①事業助成 原則として法人施設、団体であること。法人格をもたないものであっても、助成することにより効果が期待できる場合は対象とする。(但し個人は除く) ②研究助成 法人施設、団体または研究グループ	H23.7月末日 (消印有効)	所定の申込用紙に必要事項を記入し、必要書等を添付し、以下のルートより財団に申込してください。 ①都道府県・指定都市社協(申込書配布)→申請団体(申込書記入)→当財団(申込受付) ②当財団(申込書配布)→申請団体(申込書記入)→当財団(申込受付) ※申込用紙の「社会福祉協議会等のコメント」欄は都道府県・市区町村社会福祉協議会又は、県及び市区町村行政の福祉関係部署に記入を必ず依頼してください。

No.	助成事業名／団体名	助成上限額	助成対象団体・内容	募集期間	備考
14	赤い羽根 災害ボランティア・NPO活動サポート募金 社会福祉法人中央共同募金会 TEL 03(3581)3846(代) FAX 03(3581)5755	1助成上限額について (1)緊急救援活動、生活支援活動、復興支援活動プログラム共通 ①短期(1カ月未満)の活動の場合 ア 1週間以内:10万円以内 イ 1カ月未満:50万円以内 ②中長期間(1カ月以上)の活動の場合:300万円以内 (2)人件費の助成上限について ①専門的業務にあたる人材の助成上限 一人あたりの人件費の単価は、活動日数で1日につき15,000円とする。 助成対象となる人数は、1日につき3名分を上限とする。 (※団体や活動の規模により考慮いたします) ② 上記専門的業務の補助的業務を行う職員等の賃金 一人あたりの賃金単価は、拠点の開設日数の1日につき8,000円を上限とする。 対象人数は、1日につき2名分を上限とする。	<助成対象> 1 対象団体について 被災地をはじめ全国で、東日本大震災で被災された方々への救援、支援活動を現に行うボランティアグループ、NPO法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人等であって、下記の要件にあてはまる団体。 ・救援、支援活動の実態が第三者から活動の実態が裏付けられること ・その活動、事業から生じる利益を構成員に配分しないこと ・任意のボランティアグループや団体の場合、5名以上で構成されている団体であること 2 団体の要件について 今回の震災において、被災地域等に拠点を設けてボランティアや専門的な支援活動を行っている実態(実績)がある団体であって、下記のいずれかであること。 ・被災地域の団体(行政・災害ボラセン・地元団体等)との連携があること ・全国的な支援ネットワークである「東日本大震災支援全国ネットワーク(JCN)」に参加登録している団体であること ・上記にあてはまらない場合は、非営利法人格を有し、法令に基づき法人の基本情報が展示されているとともに、第三者によって活動の実態が裏付けられること	第三次応募期間 H23.6.20～H23.7.31 (当会必着)	所定の応募書に必要事項を記入し、添付書類を添えて申述してください。詳しい内容、質問等につきましてはお問い合わせください。 応募書、要項等は下記ホームページからもダウンロードできます。 E-mail(support@c.akaihane.or.jp) URL(http://akaihane.or.jp)
15	障害児者に対する自立支援活動の助成 公益財団法人 洲崎福祉財団 TEL 03(3438)5667 FAX 03(3438)5672	総額1000万円を予定とし、1件あたりの上限額200万円を限度とする。 ※福祉向上のために極めて効果の大きい場合はこの限りではない	<対象事業> 障害児者の自立と福祉向上を目的とした各種活動、施設の設置・改善の事業 障害児者に対する自助・自立の支援事業 助成決定以降、原則として平成24年3月31日までに完了する予定の事業 <対象者> 申請者は、原則として非営利法人とし、個人及び営利法人は除く。 但し、法人でない場合でも当財団の理念に沿う公益活動において3年以上の継続的な実績と、これを証明する客観性のある資料がある申込は対象 活動が政治、宗教、思想などの目的に偏る団体、事業は対象外 活動拠点が首都圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)にあるもの ※震災の影響による整備復旧事業は、東北3県のみを対象	H23.6月末日(消印有効)	所定の応募書類に必要事項を記入し、添付書類と一緒に送付してください。 申込書記入要項・申請書書式は、ホームページからもダウンロード可能 詳細につきましては電話もしくはホームページ等をご覧ください。 E-mail(zalden.info@natecird.com) URL(http://www.ntcilt.com/swf)
16	独立行政法人 福祉医療機構 TEL 03(3438)9945・9946 月曜～金曜 AM8:45～PM5:30(祝祭日含まず) FAX 03(3438)0218	助成対象事業毎の助成限度額は、次のとおりとします。 ア 福祉活動支援事業 50万円～300万円 イ 社会参加促進活動支援事業 50万円以上 ウ 地域連携活動支援事業 50万円～700万円 エ 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 50万円以上 なお、「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」を行う場合にあっては、当機構と助成限度額について協議することができます。	<助成対象> 助成の対象となる事業は、次のとおりとします。 なお、今回の募集においては、(1)～(4)の事業であって東日本大震災で被災された方等を支援する事業に重点を置いて採択します。 (1)福祉活動支援事業 個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業 (2)社会参加促進活動支援事業 個々の団体が実施する高齢者・障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業 (3)地域連携活動支援事業 地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業 (4)全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 全国又は広域的な普及・充実を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実に資する事業 ※各対象事業の詳細はホームページを参照	H23.6～H23.7.15(必着)	所定の応募書類に必要事項を記入し、添付書類と一緒に直接福祉医療機構にご提出いただくか、郵送してください。 応募書類等は直接申込、またはホームページからダウンロードできます。 ※郵送の場合は、封筒表面に赤字で「平成23年助成事業(第2次)応募書類在中」と記載してください。 その他、詳細につきましてはホームページ、電話等をご利用ください。 URL(http://hp.wam.go.jp/)
17	平成23年度(財)日本おもちゃ図書館財団 助成金 財団法人日本おもちゃ図書館財団 TEL 03(5299)9010 FAX 03(5299)9011	①A申請:「おもちゃ図書館」1館につき30万円 ②B申請:一律5万円 ※A・B併せて100カ所程度の「おもちゃ図書館」に助成することを予定	(1)助成対象となる「おもちゃ図書館」 ①障害児を中心に利用され、広く地域に開放されており、またその運営主体はボランティアが中核となっていること。 ②原則として既設の「おもちゃ図書館」であること。ただし、当該年度内に開設を準備している「おもちゃ図書館」にあっては、地域の社会福祉協議会の推薦がある場合は対象となることができる。 ③利用者に無料で利用されていることが原則となっている「おもちゃ図書館」である。 (2)助成の申請内容 <A申請(事前リストアップ方式)> (ア)おもちゃの購入に要する費用 ※本来は「おもちゃ図書館」での貸出用のおもちゃの購入が原則ですが、活動内容に応じ大型遊具も、数を限って補助対象とする。 (イ)手作りおもちゃのための材料に要する費用 (ウ)おもちゃ図書館の整備のためのジュウタン、おもちゃ格納箱、おもちゃ格納戸棚及び、おもちゃ陳列棚等、備品購入に要する費用 ※(ウ)は、(ア)又は(イ)と併用しての申請に限り、備品のみ購入費用としては基本的に対象外です。 <B申請(事後報告方式)> ①おもちゃの購入に要する費用及び、手作りおもちゃのための材料購入のみに要する費用に対し、一律5万円を助成。但し、本助成決定後に購入したものに限り ②おもちゃ図書館の整備のためのジュウタン、おもちゃ格納箱、おもちゃ格納戸棚、おもちゃ陳列棚等、備品購入に要する費用は対象外 (B申請は、前年度にBの助成を受けた場合でもA及びBの申請は可能です。)	H23.9.15(必着)	所定の申込用紙に必要事項を記入し、郵送にて送ってください。(FAXは不可) * A申請は市区町村 社会福祉協議会からの推薦文をもらってください。B申請は推薦社会福祉協議会の担当者印をもらってください。 その他、詳細等につきましては日本おもちゃ図書館財団にお電話ください。

No.	助成事業名／団体名	助成上限額	助成対象団体・内容	募集期間	備考
18	平成23年度第18回ボランティア活動助成 公益財団法人 大和証券福祉財団 TEL 03(5555)4640 FAX 03(5202)2014	1団体あたり上限30万円	〈応募資格〉 ボランティア活動を目的とした団体・グループ。 学生・若者のボランティア活動も積極的に支援します。応募課題は、特に在宅老人、障がい児・者、児童問題等に対するボランティア活動。 ※申込みの際は、 社会福祉協議会・共同基金会等の推薦が必須 となります。また、第15回(平成20年度)以降に当財団の助成を受けた団体・グループは、本年度の応募資格はありません。	H23.9.15 (当日消印有効)	所定の申込書に必要事項を記入し郵送してください。申込書は原本(1部)と、コピー(1部)が必要になります。申込書はホームページからダウンロードしてください。HP(http://www.daiwa-grp.jp/dsf/index.html) その他、詳細等につきましては当財団にお電話ください。
19	社会福祉法人 社会福祉事業研究開発基金 TEL 03(6256)3581 FAX 03(6256)3589	〈一般助成〉 1件あたり上限50万円(総額500万円、15件程度への助成予定) 〈特別助成〉 (1)助成内容 社会的課題となっており、対応が急務となっている事業を優先して助成する。 (2)助成対象 日本国内において、対応が急務となっている下記の社会的課題に関する民間の支援事業を対象とする。また原則として国内に存在し、社会福祉・NPO法人・ボランティア団体等継続的な活動実績があること。公的補助もしくは他の民間機関からの助成と重複していないこと。 ①精神障害者(発達障害者を含む)に関する支援事業 ②児童虐待防止に関する支援事業 ③ホームレス問題に関する支援事業 ④更生保護の活動に関する支援事業 ⑤認知症に関する支援事業	〈一般助成〉 (1)助成内容 社会福祉に関する処遇技術の開発等、先駆的・開発的の事業に対する助成。 (2)助成対象 社会福祉に関する民間の事業で、先駆的・開発的の活動研究に従事する個人及び団体で、原則として次の条件を具備する。 ①具体的に応用可能な内容を有する企画であること ②公的補助もしくは他の民間機関からの助成と重複しないこと ③備品購入費、設備・整備費のみに充当されるものではないこと 〈特別助成〉 (1)助成内容 社会的課題となっており、対応が急務となっている事業を優先して助成する。 (2)助成対象 日本国内において、対応が急務となっている下記の社会的課題に関する民間の支援事業を対象とする。また原則として国内に存在し、社会福祉・NPO法人・ボランティア団体等継続的な活動実績があること。公的補助もしくは他の民間機関からの助成と重複していないこと。 ①精神障害者(発達障害者を含む)に関する支援事業 ②児童虐待防止に関する支援事業 ③ホームレス問題に関する支援事業 ④更生保護の活動に関する支援事業 ⑤認知症に関する支援事業	H23.9.30(必着)	各都道府県・指定都市の社会福祉協議会に配布されている申込書類に従って本基金宛に郵送してください。特別助成については、各都道府県・指定都市の社会福祉協議会の推選を必ず得てください。 応募要項・申込用紙の郵送をご希望される方は、返信用封筒(140円切手を貼付)を同封の上、助成申込係まで郵送にてご依頼ください。 その他詳細、質問等は本基金までお問い合わせください。
20	年賀寄附金及びカーボンオフセット年賀寄附金配分団体の公募(東日本大震災特別枠含む) 郵便事業株式会社 年賀寄附金事務局 TEL 03(3504)4401 FAX 03(3592)7620	〈年賀寄附金助成〉 活動・一般、施設改修、機器購入、車両購入プログラムにつき1件の上限500万円 〈チャレンジプログラム〉 1件につき上限50万円(4年間継続可) 〈東日本大震災特別枠〉 活動経費、施設改修、機器購入、車両購入等につき1件の上限500万円 〈カーボンオフセット寄附金助成〉 ①カーボンオフセット事業助成プログラム 上限金額設定は無し ②地球温暖化防止活動事業助成プログラム 1件につき上限50万円	〈一般助成・チャレンジプログラム〉 公益社団・財団法人、特例社団・財団法人、社会福祉法人、更生保護法人、NPO法人。 〈東日本大震災特別枠〉 活動経費、施設改修、機器購入、車両購入等のための助成で、営利を目的としない法人で東日本大震災の発生による被災者の救助または予防(復興)支援を行う団体。 〈カーボンオフセット寄附金〉 公益社団・財団法人、特例社団・財団法人、NPO法人で地球環境の保全を図る事業を行う団体。	H23.11.30(当日消印有効)	所定の申請用紙に必要事項を記入し、添付書類と共に必ず郵送にてお送りください。その際、申請書(A4)を折らずに入る封筒を使用し、特定記録郵便若しくは簡易書留郵便としてください。 申請書の各種様式は下記のアドレスよりダウンロードまたは、郵便葉書かファックスにて申込みください。年賀寄附金HP(www.post.japanpost.jp/kifu/)郵便CSRブログ(blog.post.japanpost.jp/csr/) その他詳細、質問等につきましては上記のサイトをご覧ください。
21	平成23年度「連合・愛のキャンパ」助成金 公益財団法人さわやか福祉財団 TEL 03(5470)7751 FAX 03(5470)7755	上限15万円まで(27団体を目標に助成)	〈団体要件〉 市民互助型・草の根型市民団体・グループに限定 (非営利活動を主たる目的とする任意団体、NPO法人、サークル、グループなど) 〈対象となる活動の時期・期間〉 平成22年12月1日以降に新たに立ち上がった団体、または既存の団体であっても従来の活動に加えて新たに開始した事業を対象。 〈対象となる活動と内容〉 新たに始める、地域における「ふれあい・助け合い活動」で、高齢者・子供・しょうがい児者を含めた地域ぐるみの助け合い・支え合い活動の事業に対し助成。 以下の項目に当てはまる場合は助成対象外となります。 ※新規事業の立ち上げ、または、新たな団体立ち上げのための準備資金に限定 ※継続的、持続的な活動が期待されるものであること ※前年度にこの助成を受けていないこと	H23.11.25(必着) ※郵送に限る	所定の申込書に必要事項を記入し、添付書類と共に必ず郵送にてお送りください。(添付書類に関しては財団ホームページにてご確認ください) 申込書につきましては下記のアドレスよりダウンロードしてください。 URL(http://www.sawayakazaidan.or.jp/) その他詳細、質問等につきましては上記のサイトをご覧ください。

No.	助成事業名／団体名	助成上限額	助成対象団体・内容	募集期間	備考
22	平成24年度地球環境基金助成 独立行政法人 環境再生保全機構 TEL 044(520)9505 FAX 044(520)2190	<一般助成> ①概ね400万円を目安とします。 ②活動規模の大きな案件への助成額上限は、原則として上限目安の2倍程度(概ね800万円)とします。 <発展助成> 概ね400万円を目安とします。	<助成内容> 一般助成:先進性や波及効果の高い広域的な活動に対する助成。 発展助成:これまで地球環境基金から助成を受けたことがない団体を対象とした助成。 (※なお、特別助成についても募集しますが、平成23年度に内定を受けた団体が対象となる) 助成対象活動期間は、平成24年4月1日～平成25年3月31日(1年間)です。 <対象団体> 一般または公益財団法人・社団法人や特定非営利活動法人、法人格を有していないものの一定の要件を満たす民間の非営利団体。 (※原則として一般助成は3年程度、発展助成は1年程度の実績を有する団体)	平成24年1月4日～平成24年1月25日(必着) ※持込みは午後6時まで	指定の要望書に必要事項を記入し、添付書類を同封して、郵便もしくは提出先まで直接持参してください。 申込用紙は下記のアドレスよりダウンロードできます。 アドレス (http://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/application/index.html) その他詳細につきましては直接お電話いただくか、サイトをご覧ください。 URL(http://www.erca.go.jp/jfge/index.html)
23	第13回北川奨励賞 特定非営利活動法人 コーポレートガバナンス協会 TEL 03(6268)0071 FAX 03(6268)0072	1件50万円を上限とし、申請内容により贈呈金額を決定します。	<応募対象> (1)全国支援活動(これまでと同様の支援) 難病や障がいを持つ子ども達とその家族に対して社会医学的な実施、セルフヘルプ活動、又はボランティア活動を進めており、すでに何らかの実績を行っている個人、またはグループ等。 (2)被災地支援活動(今年度新規に行う支援活動) 東日本大震災の被災地である岩手県・宮城県・福島県において、被災された難病や障がいを持つ子ども達とその家族に対して社会医学的な実施、セルフヘルプ活動、又はボランティア活動を進めており、すでに何らかの実績を行っている個人、またはグループおよび施設等。 <奨励金の対象範囲> (1)全国支援活動 ①団体活動の運営費 ②会の主催する講演会・研修会・イベントの開催費用 ③その他難病や障がいを持つ子どもとその家族の支援に関する活動費用 (2)被災地支援活動 ①前項(1)の活動費用 ②震災により施設が被害にあったため、止むをえず自宅で療養されている難病や障がいを持つ子どもの支援に要する費用 ③震災により施設が被害にあったため、難病や障がいを持つ子どもの援助活動に支障をきたしている団体及び施設の活動費用	平成23年12月1日～平成24年1月20日 ※郵送・FAXともに必着	所定の申込用紙に必要事項を記入し、郵便又はFAXにてお申し込みください。 申込用紙につきましては下記のサイトからダウンロードもできます。 その他詳細につきましては直接お電話いただくか、サイトをご覧ください。 URL(http://www.teamcg.or.jp) E-mail(info@teamcg.or.jp)
24	高齢者への暴力防止プロジェクト助成 朝日新聞厚生文化事業団 TEL 06(6201)8008 FAX 06(6231)3004	総額1000万円	<助成対象> 2012年5月から2013年4月までに行われる事業を対象とします。 高齢者への暴力、虐待の防止、予防、ケア、教育、啓発に携わる団体、グループの新たな事業(プロジェクト)。 地域で活動する高齢者サークル、自治会、町内会、高齢者支援グループ、団体などが行う虐待防止につながる間接的な取り組み事業(プロジェクト)。 営利を目的としない民間団体・グループであること。 法人格の有無は問いません。 <助成内容> 高齢者への暴力防止事業のための資金で、事業の意図や内容、計画に実現性があり、以下の様な条件にあてはまるもの。 ①新しく試みる先進的、独創的な事業(プロジェクト) ②地域における貢献と広がり期待できる事業(プロジェクト) ③暴力や虐待を受けた高齢者を直接守る活動 ④暴力や虐待防止につながる取り組み 例)暴力や虐待防止のためのスタッフ養成・研修プログラム／子どもや一般市民に対する啓発イベントや講演会・研修会／地域の見守り活動／啓発や養成・研修のためのガイドライン・テキスト・ガイドブックなどの制作／「虐待」を受けやすい環境を防ぐための認知症高齢者や家族のためのサポート活動／高齢者を社会的虐待から守るための市民のネットワーク作り	平成23年11月17日～平成24年1月17日(必着)	応募書類は下記のホームページからダウンロードするか、朝日新聞厚生文化事業団にEメール、電話、FAXなどで直接請求してください。なお、応募書類の提出は郵送(宅配便を含む)のみ受け付けます。 URL(http://www.asahi-welfare.or.jp) E-mail(kourei@asahi-welfare.or.jp)
26	(平成24年度)第43回 三菱財団社会福祉事業並びに研究助成 公益財団法人三菱財団 TEL 03(3214)5754 FAX 03(3215)7168	約7千万円を予定(1件宛の金額は特に定めなし)	<助成対象> ①現行制度上、公の援助を受け難い、開拓的ないし実験的な社会福祉を目的とする民間の事業(原則として法人に限る)。 ②開拓的ないし実験的な社会福祉に関する科学的調査研究(個人、法人いずれも可)。 ※ここでの「開拓・実験性」とは、新たな視点に基づき展開される社会的意義のある事業ないし研究で、類似例への適用や普遍化の可能性につながるもの、等を想定している。内容上は特に具体性のあるものに限定されるが、福祉現場における、「地域性、個別性」の高い活動あるいは「実践的、草の根的」活動に基づくものも、具体的な成果が期待でき、他の地域等への発展・普及の可能性があるものは、充分評価される。 ※外部委託が著しく、研究者・事業者の主体性が損なわれるような研究・事業は、助成対象とならない。 ※「調査」については、倫理、個人情報保護等の法規定や精神を十分に踏まえたものであることの説明が必要。 <申込者の資格一般> ①日本国内において事業ないし研究の継続的拠点を有するもの(国籍等は不問)。 ②営利目的の企業等並びにその関係者は対象外。 ③代表研究者及び主たる協同研究者は、本財団の同一年度の助成に複数応募することは出来ない。	平成24年1月16日(必着)	申込用紙に必要事項を記入し、必要書類とともに郵送にて申請してください。なお、申込用紙につきましては下記のホームページからダウンロードしてください。もし、上記の方法に依らない場合には、財団事務局宛(宛先記入済みのA4サイズの返信用封筒に140円切手貼付)の上、郵送にてご請求ください。 申込書類提出方法、その他詳細につきましては直接お電話していただくか、ホームページをご覧ください。 URL(http://www.mitsubishi-zaidan.jp)